

第一体制

深日港

区分：「第一体制(津波警戒勧告)」

「津波注意報」発表時発出

【全船】

津波情報の収集、連絡体制の確保、係留強化等津波対策に留意する。

錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。

- 1 国際 VHF(CH16)を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。
- 2 当直員(船橋当直・無線当直等)を配備すること。
- 3 AIS 搭載船舶の AIS 常時作動を確認すること。

区分：「解除」

「津波注意報解除」発表時、港内の安全が確認された場合発出

港内における航路障害物や係留施設の損傷、水深減少等の状況から、引き続き港長から航行制限等の措置が講じられる場合がある。